

**「総合資源エネルギー調査会
省エネルギー・新エネルギー分科会／電力・ガス事業分科会
再生可能エネルギー大量導入・次世代電力ネットワーク小委員会
再生可能エネルギー長期電源化・地域共生ワーキンググループ（第9回）」
議事要旨**

○日時

令和5年8月7日（月）15時00分～17時00分

○場所

オンライン会議

○出席委員

山内弘隆座長、大関崇委員、大貫裕之委員、興津征雄委員、桑原聡子委員、神山智美委員、高村ゆかり委員、松本真由美委員

○オブザーバー

山梨県 加藤栄佐環境・エネルギー政策課長、那須塩原市 松本仁一気候変動対策局局長、電力広域的運営推進機関 梶原俊之再生可能エネルギー・国際部長、九州電力株式会社 コーポレート戦略部門 菅弘史郎部長

○関係省庁

総務省、農林水産省、国土交通省、環境省

○事務局

能村新エネルギー課長

○議題

（1）説明会等の認定要件化に関する詳細設計の考え方（案）

委員からの主な意見は以下のとおり。

- ・ 事業者ヒアリングにおいて、説明会は住民からの意見を聞く場ではないとの見解があった。同意を取る場ではないという点では正しい一方、必ずしも質問と意見が峻別できるものではない。事業者はしゃくし定規に「意見なので答えません」とするのではなく、誠実な回答を心がけてもらいたい。

- ・ 自治体によってノウハウの度合いに差があるため、自治体が制度初期においても適切な対応ができるよう、国でサポートすることが必要。また、「周辺地域の住民」の範囲を定める際に、自治体が意見において著しく不合理な広範囲を示したりすることのないよう、公正な対応をお願いしたい。対策として、自治体は書面で根拠等とともに周辺住民の範囲を示すのが良いのでは。ガイドライン等で明記することも検討いただきたい。
- ・ 説明会等を実施すべき再エネ発電事業の範囲（案）について、方針賛成。条例策定まで手が及ばない自治体もあることが予想されるため、必要十分な説明会は法律で手当てし、担保してほしい。そのような案であることも理解。
- ・ 納骨堂の周辺住民の原告適格を認めた判例がある。この例では忌避感情が広く判断基準として認められた。ジャンルが違うのでそのまま適用することはできないが、参考にしてもよいのでは。
- ・ 「周辺地域の住民」の範囲を確定する際には、手続きの透明化が必要なので、自治体による意見の出し方については、必要に応じて国が自治体を支援してほしい。
- ・ 事業者は設備稼働後も住民からの質問等に真摯に対応する必要があることを明記する必要がある。最低限の住民対応義務を明記しておくのが良いのでは。
- ・ また、反対に、事業者が真摯な対応をしているのにも関わらず、住民が不満を述べ続けるなどのパターンも考え得る。資源エネルギー庁でトラブル解決のあっせんをすることも検討してはどうか。
- ・ 複数のタイミングで説明会開催を求める場合、例えば関係法令に関する事項では初回は取得方針、最終回は取得していることの証明など、回によって中身が変わってくる。このあたりも整理してほしい。
- ・ 説明会の時間について要件を定める場合、説明会が形骸化される（大量の形式的な説明で終わらせる）ことも考えられる。もっと実質的な基準にするべき。質疑打ち切りの事実や、説明会後の質問への回答状況なども、認定申請時に報告・提出させるべき。
- ・ 居住者以外の不動産所有者についても、事業者には負担をかけない範囲で説明会の対象としてはどうか。もっとも、例えば登記簿を求めることは過剰であると思われるため、所有者に対する周知の方法を模索してほしい。
- ・ 説明会においては写真、画像、模型なども活用して分かりやすく説明するよう工夫してほしい。
- ・ 事業終了予定日についても説明できるようにすべき。有害物質については産業廃棄物として処理することを説明すべき。
- ・ 細かい要件設定をすることでミニマム基準のように捉えられ、優良事業者を含め、基準が緩む可能性があることには留意すべし。自治体とも連携し、事業者にもしっかり周知することが必要。特に、他法令と整理が違う部分は、しっかり周知する必要。
- ・ 説明会の要否につき、駐車場の扱いが不明瞭。建物に付随する場合や駐車場単体の場合について整理しておいた方がよいのでは。
- ・ 居住者の定義を明確化してほしい。例えば住民票を持っている者をいうのか。別荘地や商業者、不動産所有者なども含め整理を。

- ・ 国の買取制度の下での再エネ導入なので、他の設備導入や事業における要件との比例性がやや引かかる。説明会を求める関係法令が異なる要件を課すことによって、少なくとも国レベルの法令については、事業者に過度な手続き負担を課さないよう整理する必要がある。
- ・ 「周辺地域の住民」の範囲に土地の所有者も含めるべきではないか。もっとも、所有者に対する周知義務が事業者の過度な負担とならないよう制度を検討していただきたい。
- ・ 認定取得後の説明会を、変更認定申請に限らず検討してほしい。長期にわたる地域共生が重要であり、認定後に発電設備が放置されていることで住民に不安が生じていることも考慮すれば、何年かに1回開催されるような制度も別途検討してはどうか。認定要件として求められれば、運開後の事業規律も担保される。
- ・ 複数のタイミングでの説明会開催が求められる場合について、具体的にどの段階での説明会開催が求められるのか。また、認定申請前と事業実施の早期段階の先後関係が分かりづらいため、整理が必要。また、省令やガイドラインで規定をしておくのが良いのでは。
- ・ 通報フォームのような住民側のセーフティネットのみならず、事業者からの申立権的なものを設けることが重要では。事業者が真摯に対応しているのに住民が不合理な説明を求め続ける場合に解決へ向けて動けるような仕組みを検討いただきたい。
- ・ 説明会における事業者から住民への懐柔が心配。かつて産廃処理場を作る場合に住民を旅行に連れて行くなどの事例があったが、現地での見学会や飲食を伴う形式などある程度自由な形式も想定しているのか。
- ・ 事前周知の方法は複数の方法を組み合わせて見落としがないようにするべき。
- ・ 説明会参加者の多様性に鑑み、多言語対応も必要な場合があるのでは。
- ・ 1回の説明会に上限人数を課す場合など、あまりに形式的な形で説明会の要件を定めないようにしたほうがよい。

<事務局>

- ・ 説明会においては質問・意見を峻別することなく、幅広いコミュニケーションの場として位置付けることが必要。
- ・ 「周辺地域の住民」の範囲について、自治体が意見を書面で回答することに関しては、定型的な範囲については様式でチェックボックスを定め、それ以外については理由を求めるなど含め、今後検討していきたい。
- ・ 説明会の回（開催タイミング）によって説明内容や深さが異なることは御指摘の通りなので、整理を検討する。
- ・ 質問時間などについて形式的な要件を重視するのではなく、実質的なコミュニケーションを図るように制度設計は工夫していく。要件さえミニマムで満たしていれば良いというような、倫理観を下げる事態にならないよう、地域住民とのコミュニケーションを充実させるよう制度を設計していきたい。
- ・ 「周辺地域の住民」の範囲は、周知義務の負担とのバランスの中で次回へ向けて制度を検討していく。

- ・ 駐車場については、算定委で屋根設置の場合について議論いただいている。建物登記などを求めることでいわゆる青空駐車場などについては屋根置きにならない整理。算定委のような関係審議会との連携は図っていく。
- ・ 事業実施中の段階においても説明会を努力義務として求めているが、今後もその範囲でどこまで対処できるかを見ていきながら、有効性を検討していく。
- ・ 複数タイミングにおいて説明会を開催するにあたっては、許認可取得が必要な場合なら許認可前、環境アセスなら1回目は配慮書の申請前、2回目は方法書の申請前、3回目は評価書のとりまとめも終わっている段階を想定。今後タイムスケジュールも含め整理したい。
- ・ 住民からの通報だけでなく事業者からの相談を受けるプロセスも設けるべきとの指摘については、認定申請のプロセスで日ごろから事業者とやり取りしている。不足していれば追加の対応も踏まえ検討するが、どういう形が様々なプレイヤーにとって最も現実的か、検討を重ねていく。
- ・ 事業者と住民とのコミュニケーション深化と利益供与との兼ね合いについては、住民の思いや事業者の積極的なコミュニケーションを削ぐことのないよう、事務局としても検討していきたい。
- ・ 今後、既認定についても再エネ特措法の求める範囲で事業規律を検討していく。

以上

お問合せ先

資源エネルギー庁

省エネルギー・新エネルギー部 新エネルギー課

電話 : 03-3501-4031

FAX : 03-3501-1365